

基準財政需要額

「基準財政需要額」とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額である（地方交付税法第2条第3号）。

その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われる。

$$[\text{基準財政需要額}] = [\text{各行政項目ごとの基準財政需要額}(\text{単位費用} \times (\text{測定単位の数値} \times \text{補正係数})) \text{の合算額}]$$

(1) 基準財政需要額の意義

① 標準的な額としての基準財政需要額

基準財政需要額は、各地方団体の支出の実績（決算額）でもなければ、実際に支出しようとする額（予算額）でもない。

地方交付税は、各地方団体の財源不足額を衡平に補填することを目途として交付されるものであるから、仮に具体的な実績をその財政需要の算定に用いることとすれば、個別の事情や独自の判断に基づいて行われるものを取り入れることになり、不公平な結果をもたらすことになる。

したがって、基準財政需要額は、地方団体における個々具体的な財政支出の実態を捨象して、その地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定される。

② 基準財政需要額の水準の根拠

基準財政需要額の標準的水準の具体的根拠となるものは、地方財政計画に示された歳出の内容と水準である。

地方財政計画は、国民経済・国家財政との関連を保ちつつ、地方財政に関する基本的な方針とその標準的な姿を掲げるものであり、基準財政需要額は、この地方財政計画に組み込まれた給与費、社会福祉関係費、公共事業費、単独事業費などの内容を基礎として、算定されるものである。

③ 一般財源としての基準財政需要額

基準財政需要額は、地方団体における必要な一般財源としての財政需要額を示すものである。

したがって、基準財政需要額の算定に当たっては、目的税、国庫支出金、使用料・手数料、負担金・分担金等の特定財源をもって賄われるべき財政需要は、特定財源として除外することとされている。

(2) 基準財政需要額の算定のしくみ

基準財政需要額は、各地方団体ごとの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定するものであり、各算定項目ごとに次の算式により算出されるものである。

単 位 費 用	×	測 定 単 位	×	補 正 係 数
---------	---	---------	---	---------

(測定単位1当たり費用)

(警察官数、65歳以上人口など)

(段階補正、寒冷補正など)

算定項目と測定単位（令和元年度）

【道府県分】

1 個別算定経費

項 目		測 定 単 位
警 察 費		警 察 職 員 数
土 木 費	道路橋りょう費	道 路 の 面 積
		道 路 の 延 長
	河 川 費	河 川 の 延 長
	港 湾 費	係留施設の延長(港湾)
		外郭施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
外郭施設の延長(漁港)		
その他の土木費	人 口	
教 育 費	小 学 校 費	教 職 員 数
	中 学 校 費	教 職 員 数
	高 等 学 校 費	教 職 員 数
	特別支援学校費	生 徒 数
		教 職 員 数
	その他の教育費	学 級 数
人 口		
公立大学等学生数		
私立学校等生徒数		
厚 生 労 働 費	生 活 保 護 費	町 村 部 人 口
	社 会 福 祉 費	人 口
	衛 生 費	人 口
	高齢者保健福祉費	6 5 歳 以 上 人 口
		7 5 歳 以 上 人 口
労 働 費	人 口	
産 業 経 済 費	農 業 行 政 費	農 家 数
	林 野 行 政 費	公有以外の林野の面積
		公有林野の面積
	水 産 行 政 費	水 産 業 者 数
商 工 行 政 費	人 口	
総 務 費	徴 税 費	世 帯 数
	恩 給 費	恩 給 受 給 権 者 数
	地 域 振 興 費	人 口
地域の元気創造事業費	人 口	
人口減少等特別対策事業費	人 口	

2 包括算定経費

測 定 単 位	
人	口
面	積

【市町村分】

1 個別算定経費

項 目		測 定 単 位
消 防 費		人 口
土 木 費	道路橋りょう費	道 路 の 面 積
		道 路 の 延 長
	港 湾 費	係留施設の延長(港湾)
		外郭施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
	外郭施設の延長(漁港)	
都 市 計 画 費	都市計画区域における人口	
公 園 費	人 口	
	都 市 公 園 の 面 積	
下 水 道 費	人 口	
その他の土木費	人 口	
教 育 費	小 学 校 費	児 童 数
		学 級 数
		学 校 数
	中 学 校 費	生 徒 数
		学 級 数
		学 校 数
高 等 学 校 費	教 職 員 数	
	生 徒 数	
その他の教育費	人 口	
		幼稚園等の小学校就学前子どもの数
厚 生 費	生 活 保 護 費	市 部 人 口
	社 会 福 祉 費	人 口
	保 健 衛 生 費	人 口
	高齢者保健福祉費	6 5 歳 以 上 人 口
		7 5 歳 以 上 人 口
清 掃 費	人 口	
産 業 経 済 費	農 業 行 政 費	農 家 数
	林 野 水 産 行 政 費	林業及び水産業の従業者数
	商 工 行 政 費	人 口
総 務 費	徴 税 費	世 帯 数
	戸籍住民基本台帳費	戸 籍 数
		世 帯 数
	地 域 振 興 費	人 口
面 積		
地域の元気創造事業費	人 口	
人口減少等特別対策事業費	人 口	

2 包括算定経費

測 定 単 位	
人	口
面	積